



ごみステーションは〇〇

ごみ捨て場ではありません

目に余る不法投棄

今後は告発も!

南国市は約十年前からごみ袋を指定し、指定袋の使用はもとより、分別の徹底、収集日時の厳守を旨とし、市衛生委員連合会と共に深夜、早朝とステーションに立ち指

導にあたってきました。

しかし、先日の高知新聞紙上にも報道されたように依然としてこれらのことが守られず、不法投棄が後を絶ちません。

九月十二日開催された南国市衛生委員評議会（各地区衛生委員長で構成）の中でもこのことが問題になり、「大変不本意ながら、今後は警察への告発もやむを得ない」との結論になりました。

市民一人ひとりが注意し合うことはもちろんですが、市外の人の不法投棄もあり十分な監視も必要となっており、この点についてもご協力をお願いします。

なお、車による不法投棄者については、車のナンバーをチェックのうえ、環境保健課環境係（☎③2111内線322）までご連絡してください。

関係法令

（抜粋）

□南国市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（市民の協力義務）

第八条 処理区域内（南国市全域）における土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物は、自ら処分するように努めるとともに、自

ら処分しない一般廃棄物については、種別ごとに分別して各別の容器に収納する等、市長の指示する方法に従わなければならない。

法律

□廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（投棄禁止）
第一六条第二項 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

①第六条一項「処理計画区域の指定」に規定する区域内（河川その他公共の水域）又はその地先海面において

ごみステーションとは〇〇〇

- 収集日当日の日の出から午前8時まで
- それぞれのステーションの当該地区住民が
- 市指定のごみ袋を使用し
- 正しく分別した指定内容物を
- 収集のために集積を指定している場所のことです

廃棄物を捨てること

（罰則）

第二七条 第一六条第二項の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

